

2 最近の事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限に関連した事例

件名 (措置等の年月日)	内容
網走管内コンクリート製品協同組合に対する件 (平成27年1月14日排除措置命令)	特定コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。
一般社団法人吉川松伏医師会に対する件 (平成26年2月27日排除措置命令)	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。
志賀高原索道協会に対する件 (平成26年2月19日警告)	<p>志賀高原索道協会の次の①ないし③の行為が、志賀高原に所在するスキー場のリフト券の販売分野における競争を実質的に制限している疑い。</p> <p>① 遅くとも平成15年12月頃以降、志賀高原に所在するスキー場において特定の会員のリフトでのみ利用できる乗車券（以下「自社券」という。）について、会員が志賀高原索道協会の承諾を得ずに発券することを制限している。</p> <p>② 発券を承諾した自社券のうち、1回券については遅くとも平成15年12月頃以降、学校授業券等については遅くとも平成20年頃以降、会員が販売する料金を決定している。</p> <p>③ 発券を承諾した自社券のうち、平日自社エリア券については平成24年7月14日以降、自社エリア券については平成25年7月25日以降、平日自社エリア券又は自社エリア券と他の商品が組み合わせられた旅行者等が販売する企画商品としての販売のみを認め、会員が自社のリフト券売場で販売するなど会員による平日自社エリア券又は自社エリア券のみでの販売を禁止している。</p>
紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合に対する件 (平成24年6月14日警告)	遅くとも平成20年以降、毎年7月頃に、その年に生産される特定白干梅について両組合の組合員が農家から購入すべき価格を決定することにより、特定白干梅の購入分野における競争を実質的に制限していた疑い。
事業協同組合群馬県GBX工業会に対する件 (平成23年1月19日警告)	<p>遅くとも平成18年9月頃以降、群馬県型暗渠側溝（以下「GBX側溝」という。）の販売価格の低落防止を図るため、以下の①及び②により、群馬県下の暗渠側溝の販売分野における競争を実質的に制限している疑い。</p> <p>① 事業協同組合群馬県GBX工業会（以下「GBX工業会」という。）が管理するGBX側溝に係る知的財産権の実施権の許諾についてGBX工業会の組合員であることを条件とした上で、当該実施権の許諾の範囲をGBX工業会を介した取引に限定し、製造されるGBX側溝の全量がGBX工業会を通じて販売されるようにすること。</p> <p>② GBX工業会の組合員等の間においてGBX工業会からGBX側溝を購入して建設業者等に販売すべき者を決定させ、また、GBX工業会の組合員等が販売するGBX側溝の建設業者等向け販売価格の目安となる価格を決定すること。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

②～④ （略）